

大口町子ども・子育て世帯に対する利用者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者又は妊娠している者がその選択により多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規定する地域子ども・子育て支援事業（以下「利用者支援事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 利用者支援事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 大口町子育て支援センター
- (2) 大口町保健センター
- (3) 子ども及びその保護者又は妊娠している者が身近な場で、日常的に利用でき、かつ、相談機能を有する場

(事業内容)

第3条 利用者支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者支援事業（基本型）（国が定める利用者支援事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に規定する基本型をいう。）
 - ア 利用者の個別ニーズの把握並びにそれに基づく情報の集約及び提供、相談並びに利用支援に関すること。
 - イ 教育・保育施設又は地域の子育て支援事業等を実施している関係機関との連絡、調整、連携及び協働の体制づくりに関すること。
 - ウ 地域の子育て資源の育成、地域課題の発見及び共有並びに地域に必要な社会資源の開発等に関すること。
 - エ リーフレットその他の広告媒体を活用した積極的な広報、啓発等サービス利用者への周知に関すること。
- (2) 利用者支援事業（母子保健型）（国要綱に規定する母子保健型をいう。）

ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に係る相談に関すること。

イ アにより把握した情報に基づく母子保健サービス等の選定及び情報提供に関すること。

ウ 支援を必要とする者に対しての支援プランの策定、評価及び見直しに関すること。

エ 支援を必要とする者の早期把握及び支援体制の整備に関すること。

2 大口町子育て支援センター及び大口町保健センターは、前項各号に掲げる事業を一体的に行うため、相互に緊密に連携して利用者支援事業を実施するものとする。

(従事者)

第4条 利用者支援事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 基本型 子ども・子育て支援に関する相談業務について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情及び社会資源に精通したものとして町長が認めたものとする。

(2) 母子保健型 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー

(関係機関等との連携)

第5条 町長は、利用者支援事業の実施に当たっては、保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(守秘義務)

第6条 事業従事者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則（平成29年6月27日 大口町告示第72号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町告示第32号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。